

『後見制度支援預金規定』

後見制度支援預金は「普通預金規定」に定めるところに加えて、以下の規定に定めるところにより取り扱います。

1. (利用対象者)

家庭裁判所が「指示書」を発行した者。

2. (取扱店の限定)

口座取引店のみを窓口として取り扱うものとします。

3. (取引の方法)

すべての取引は、「指示書」に基づき取り扱うものとし、当組合所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4. (自動支払)

この預金口座からの各種料金等の自動支払はできません。

5. (死亡時等の取扱)

成年被後見人が死亡した場合、或いは未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続き等が必要となります。

6. (適用条項)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) 規定と普通預金規定が抵触する場合には、この規定の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この追規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当組合と協議のうえ決定します。

以 上

2020年4月1日現在